

住所  
会社名  
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 1 0 条に基づ  
く報告の徴収について（メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 1 0 1 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、東部太平洋の海域において漁獲されたくろまぐろについて、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 1 0 条に基づく報告の徴収について（メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告）」（平成 31 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 3 0 水管第 2 9 4 0 号 - 2 及び令和元年 6 月 2 8 日付け農林水産省指令 3 0 水管第 2 9 4 0 号 - 7）は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日付けで廃止するので、御了知ありたい。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

農林水産大臣

記

## 1. 趣旨

太平洋くろまぐろは、主に我が国周辺水域で産卵し、一部は太平洋を横断しメキシコ周辺まで回遊し、その後、産卵のために再び我が国周辺まで回帰することが知られており、太平洋で 1 つの資源系群となっている。

メキシコでは、東部太平洋でくろまぐろが漁獲されており、近年、メキシコ国内における蓄養向けの種苗としての需要が高まっている。

我が国は、メキシコで漁獲される太平洋くろまぐろの多くを輸入していることから、責任ある市場国として、貿易・流通・蓄養関連の情報を収集することにより、メキシコにおける漁獲及び蓄養の実態を正確に把握し、これらの情報を全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）等に提供することにより、IATTC における太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理の強化を図るために必要な国際協力を推進することとする。

## 2. 報告の内容

令和 2 年 1 2 月 2 1 日以降、メキシコから太平洋くろまぐろを我が国に輸入する場合には、次の（1）から（5）までに掲げる事項について別紙様式第 1 号により農林水産大臣宛てに報告することとする。また、（4）の事項については旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が認証した漁獲証明書の写しを、（5）の事項については蓄養業者が記入した別紙様式第 2 号の原本を、別紙様式第 1 号に添えて提出することとする。

- (1) 製品に関する情報
  - (ア) 蓄養、天然の区別
  - (イ) 漁獲証明書番号
  - (ウ) 蓄養業者名、住所（蓄養されたくろまぐろに限る。）
- (2) 貿易情報
  - (ア) 輸出業者名及び住所、輸出地
  - (イ) 輸入地、輸入(予定)日、輸送方法
  - (ウ) 製品形態、生鮮・冷蔵/冷凍の別、製品重量
- (3) 販売情報
  - 販売先及び住所、販売重量
- (4) 漁獲情報
  - (ア) 漁船の船名、船籍、IATTC 登録番号
  - (イ) 漁獲日、漁法、尾数、重量、平均重量
- (5) 蓄養情報（蓄養されたくろまぐろに限る。）
  - (ア) 移送船（船名、船籍）、移送中の死亡尾数及び重量
  - (イ) 活込み日、尾数、重量、平均重量、サイズ組成
  - (ウ) 取り上げ日、尾数、製品形態、重量、平均重量

### 3. 報告の提出方法及び提出時期

冷凍したメキシコ産太平洋くろまぐろを輸入しようとする場合には、平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号に基づき農林水産大臣の確認書（以下「確認書」という。）の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について別紙様式第1号及び別紙様式第2号により農林水産大臣宛てに報告することとする（正本1部、写し2部）。

確認書の交付の申請をNACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として別紙様式第1号及び別紙様式第2号の写しを提出することとする。また、別紙様式第1号の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを、農林水産省指令2水管第1869号に基づく「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」と併せて4に従い提出することとする（郵送も可とする）。

また、生鮮又は冷蔵のくろまぐろに関する報告については、輸入した日から10日以内に4に従い提出するものとする（郵送も可とする）。

### 4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

（郵送先）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

### 附則

この指令書は、令和2年12月21日から施行する。

## メキシコ産太平洋くろまぐろ輸入報告書

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_

輸入業者及び代表者名  
\_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 FAX \_\_\_\_\_

当社がメキシコから輸入した太平洋くろまぐろ（生鮮・冷蔵及び冷凍）について、以下のとおり報告します。

【電子申請の場合：電子申請の受付番号 \_\_\_\_\_】

1. 製品に関する情報			
蓄養、天然の区別	蓄養 ・ 天然		
漁獲証明書番号			
蓄養業者名及び住所 (蓄養の場合のみ)			
蓄養情報 (蓄養の場合のみ)	別紙様式2を添付すること		
漁獲情報	漁獲証明書の写しを添付すること		
2. 貿易情報			
輸出業者名及び住所			
輸 出 地			
輸 入 地		輸入(予定)日	
輸 送 方 法	<input type="checkbox"/> 冷凍運搬船 <input type="checkbox"/> コンテナ <input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> その他 (    )		
製 品	<input type="checkbox"/> RD <input type="checkbox"/> GG <input type="checkbox"/> DR <input type="checkbox"/> FL <input type="checkbox"/> 他(    )	<input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> 生鮮・冷蔵	kg
	<input type="checkbox"/> RD <input type="checkbox"/> GG <input type="checkbox"/> DR <input type="checkbox"/> FL <input type="checkbox"/> 他(    )	<input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> 生鮮・冷蔵	kg
3. 販売情報			
販売先及び住所 (法人にあっては名称及び本店の所在地)		販売重量	kg
		販売重量	kg

## Additional Information for Trade of Pacific Farmed Bluefin Tuna

Bluefin Tuna Catch Document (BCD) No.					
Catch information					
vessel description					
name		flag		IATTC record No.	
catch description					
date(ddmmyy)		gear			
No. of fish		total weight		kg	average weight
					kg
Transfer information					
towing vessel description					
Name		flag			
dead fish during transfer					
No. of fish		total weight			kg
Caging information					
date(ddmmyy)		No. of fish			
total weight		kg	average weight		kg
size composition	<4kg	4-30kg		>30kg	
Harvest information					
date(ddmmyy)		No. of fish			
product description	<input type="checkbox"/> RD <input type="checkbox"/> GG <input type="checkbox"/> DR <input type="checkbox"/> FL <input type="checkbox"/> OT (      )				
total product weight		kg	average product weight		kg

## Preparer (Farming Company)

Name \_\_\_\_\_

Title \_\_\_\_\_

Signature \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_